東成瀬村森林経営管理制度実施方針

令和８年　１０月

秋田県　東成瀬村

１　趣旨

東成瀬村森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、東成瀬村に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう東成瀬村が森林経営管理法（以下、「管理法」という。）に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

２　森林整備・林業振興の基本的な考え方

(1) 現況と課題

東成瀬村は秋田県南部にある栗駒山系に位置し、東側は岩手県、西側は横手市（旧増田町）・湯沢市（旧皆瀬村）、南側は宮城県、北側は横手市（旧山内村）に隣接している。範囲は南北 29.5 km、東西 16.5kmで南北を縦断するように成瀬川が貫流している。総面積は 203.57 ㎢で、森林が現況森林ベースで 80%を占め、そのうち 50%が国有林である。村を構成する集落は成瀬川に沿い標高 160～440mに散在し、最高峰である秣岳を頂点とする奥羽の山並みに素朴な風情を添えた山村である。

本村の気候は内陸性を示し、積雪寒冷地帯である。4～9月にかけて穏やかな気候であるが、12～2月は奥羽山脈の影響で降雪量が多い。特に山間高地においては最深値3mに達する積雪があり、特別豪雪地域の指定を受けている。このような条件から、冬期間の農業生産は困難を極め、最近までは所得確保のため出稼ぎ者も多かった。現在でも、生産・交通・消費生活等に気象条件は大きな障害となっている。

地域の幹線は国道 342 号で、集落沿いに流れる成瀬川と並行して南北に走っている。しかし、冬期間は積雪のため桧山台以南が通行止めになり、袋小路と変わる。この間、当村へのアクセスは北部からに限られ、もう一つの国道 397 号の冬期閉鎖と併せて岩手県へのルートは遮断される。これは気象条件ゆえのことではあるが、近年の発展において少なからず障害となっている。

また、人口は年々減少の一途をたどっている。昭和 20 年代には6千人を超えていたものが、昭和 60 年代には3千人台まで落ち込み、令和4年に入ると2，400人強となっている。世帯数についても減少傾向にはあるが、人口のそれと比較するとそれほど大きな落ち込みは見られない。これは、世帯内員数の減少となって現れているためである。

このような時代の変化は林業を取り巻く環境を変え、林業活動の停滞も顕著になってきている。特に、昭和 40 年代に一斉造林された林地の保育活動が進まなくなり、枝打や除間伐の適期を逸した面積が増加する傾向にある。また、主伐の適期に達した林分であっても、作業路網の不足や境界不明瞭等の問題により先送りされる傾向が強い。

元来から東成瀬村の林家は零細な規模が多く、兼業部門が経営の比率を占めるにつれ人工林の荒廃が危惧されてきた。今後も県・村・森林組合を中心とした連携を深め、労働環境の向上並びに路網開設による基盤を整備し、造林及び保育事業の推進を図る必要がある。

特に最近は、高齢化も進行し、森林施業の推進はもちろんのこと、設備の近代化も進んでおら

ず、林業振興を図るためには、担い手の育成と計画的な間伐、間伐材の有効活用を促進することが必要である。

(2) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適切な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を図る。具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止、土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

各機能の望ましい森林資源の姿の詳細は、東成瀬村森林整備計画によるものとする。

(3) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備及び保全の現状と課題を踏まえつつ、雄物川地域森林計画で定める森林の整備及び保全に関する基本的な事項を基本とし、７タイプに応じた森林整備を推進することとする。また、水源涵養機能森林のうち、水源涵養保安林や水源地に供される森林など特に高度の水源涵養機能が求められる地域については、秋田県水源森林地域の保全に関する条例（平成 26 年条例第 61 号）に基づき、秋田県と連携しながら水源森林地域への指定を推進するものとする。

なお、森林整備の基本的な考え方及び推進方策の詳細は、東成瀬村森林整備計画によるものとする。

３　森林所有者意向調査について

市内には森林所有者自らが経営管理を実施できない又は実施できていない森林があることから、そのような森林の所有者に対し、市から森林の経営管理に関する意向を確認していくものとする。

(1) 対象森林の考え方

ア　対象外とする森林

・森林経営計画策定森林
・公有林（県有林、村有林）
・団体有林（公益財団法人秋田県林業公社）
・保安林のうち治山事業で整備計画がある保安林

イ　対象森林の絞り込み

対象森林は次の1～5の条件を満たす森林とする。

1. 私有林
2. スギ人工林
3. 施業履歴がない林分
4. 森林経営計画が作成されていない林分

(2) 対象森林面積等

・対象森林の面積は資料 1「意向調査年度別計画表」のとおりとする。

(3) 意向調査の方法、スケジュール等

・意向調査は令和元年度から開始する。
・意向調査の年度別全体計画は資料 1「意向調査年度別計画表」及び資料 2「意向調査実施箇所一覧図」のとおりとする。
・意向調査は、資料 3「森林の管理に関する意向調査票」の郵送により実施する。

4 意向確認後の森林経営管理の方針

・意向確認において村に経営管理を委託したいと回答のあった森林(経営管理対象森林)については、村による主体的な整備を進めることを基本とする。
・経営管理対象森林のうち、必要かつ適当と認める場合には、市の森林経営管理権を設定し、森林経営管理権集積計画を策定・公表するものとする。
・ただし、経営管理対象森林のうち、「経営管理が行われていないおそれがある森林の基準の目安」(表1)に該当しない等、村がただちに森林経営管理権を設定する必要がないと判断した場合は、森林経営管理権の設定は行わないものとする。
・森林経営管理権の設定が完了した森林のうち、公益的機能の発揮が特に必要な森林から優先して整備を進めるものとする。
・現地調査の結果、林業経営に適すると判断される場合には、森林所有者の同意を得たうえで、森林組合等林業事業体に関連情報を提供するものとする。

表1:経営管理が行われていないそれがある森林の基準の目安

(樹齢等)	(状態)
1 齢級 (1～5 年生)	○ 造林届※に基づいて植栽したにもかかわらず、造林届に記載された植栽本数に比べて残存本数が減り、造林届に記載された植栽本数のおおむね 75%以下等、このままでは成林しないおそれがある場合。 ○ 下刈りが不十分であり、植栽木が下草に被圧されている場合。
2～4 齢級	○ 除伐等が不十分であり、植栽木が植栽木以外の樹木等

(6～20 年生)	に被圧されている場合
5～標準伐期齢 (21 年生～)	○ 間伐が一度も行われていない、または最後に行った間伐から10年以上経過する等、市森林整備計画で定められた標準的な施業方法を実施しておらず、林分が過密化している場合。
標準伐期齢以上	○ 最後に行った間伐から 15 年以上経過する等、市森林整備計画に定められた標準的な施業を実施しておらず林分が過密化している場合。

※ 造林届:伐採及び伐採後の造林の届出(森林法第 10 条の 8)

５ 森林経営管理制度の目指す姿及び管理方針について

・意向調査において村に経営管理を任せたいと回答のあった森林(経営管理対象森林)については、必要に応じ経営管理権集積計画の作成・公告により、森林経営管理権を設定し、公益的機能の維持増進を目的とした整備を行うものとする。

・森林経営管理権を設定した森林の管理は年 1 回の巡視を基本とし、状況に応じ集積計画に反映させるものとする。

６ 森林経営管理制度の実施コストについて

・村が森林経営管理制度を実施する経費(意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理、整備、住民への制度の周知などに要する経費)は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲で各事業を実施する。

・森林環境譲与税は東成瀬村森林環境譲与税基金に繰り入れ、実施にあたっては基金を繰り戻し原資とする。

・東成瀬村森林環境譲与税基金は、森林経営管理制度による「森林整備の促進」のほか、「木材の利用促進」、「人材育成・担い手確保」、「普及啓発」等の適切な森林の整備やその促進につながる取り組みに活用していくものとする。

７ その他特記事項

・実施方針は、東成瀬村総合計画との整合性を図っていくものとする。

・実施方針は、管理法に基づく事業の推進状況や事業に関する課題等に対応するため、随時変更を行っていくものとする。

・対象森林については、必要に応じて見直しを行うとともに、見直しにあたっては林業普及指導員や地域林業関係者等の意見を聞きながら進めるものとする。

・意向調査や現地調査の結果は森林簿等に反映することとし、森林簿及び林地台帳の精度向上に努めるものとする。

・雄勝森林経営管理制度プロジェクトチームを活用し、雄勝地域振興局管内の市町村と情報共有や課題への対応の検討等により、森林経営管理制度に係る各事業の促進を図っていくものとする。